

# 「経営者保証に関するガイドライン」等の 実態調査結果

## 主なポイント



平成30年6月  
金融庁

## 調査の趣旨と調査方法

- 金融庁としては、これまでも担保・保証に過度に依存しない融資の促進に取り組んでいるところであり、これを促進するための手段の一つとして、「経営者保証に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)が融資慣行として浸透・定着するよう、金融機関に対してガイドラインの活用を促してきた。

現状、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合(以下、「無保証融資割合」という。)は約16%であり、代表者交代時における二重徴求(旧経営者と新経営者の両方から保証を徴求している状態)の割合も4割弱となっている。

個別の金融機関の取組みを見ると、ガイドラインの活用や二重徴求解消に関して、金融機関により組織的な取組みに違いがみられる。

こうした状況を踏まえ、取組みが進んでいる金融機関と進んでいない金融機関の違いの実態を把握することが重要である。

- 今回の実態調査では、ガイドラインを活用する上で考えられる「ガイドラインの要件判断の状況」、「事業承継時におけるガイドラインの活用状況(二重徴求)」、「信用保証と経営者保証の関係」などについて、地域銀行12行の協力を得て、無保証割合等が比較的に高い又は低い金融機関の状況について、個別の取引データ等(注)を受領した上で、対話を行い、その結果を明らかにすることとした。

(注) 個別の取引データ(事業者の属性、債務者区分、担保・保証の状況等)や関連マニュアルやチェックシート等

# ガイドラインの要件判断の状況について

- ガイドラインにおいて、以下の3要件を満たす場合、経営者保証を求めない可能性を検討(ただし、Q&Aにおいて、必ずしもすべての要件の充足を求めているわけではない旨規定。)  
 ①法人と経営者との関係の明確な区分・分離、②財務基盤の強化、③適時適切な情報開示
- 無保証融資割合が高い金融機関と低い金融機関における、ガイドラインの要件の判断状況を見ると、  
 ①法人と経営者との関係の明確な区分・分離、②財務基盤の強化の判断について、大きな差が見られた。
- こうした相違の背景には、以下のような取組みの違いが見られた。
  - ✓ 無保証融資割合が低い金融機関は、ガイドラインの要件を形式的・厳格に判断して運用
  - ✓ 無保証融資割合が高い金融機関は、
    - ①経営トップが、むやみに保証を徴求しないよう指導を徹底する方針を定め、
    - ②現場担当者が保証徴求の要否を簡易に判断できるよう、本部で具体的・簡素な運用基準を設定
- ただし、無保証融資割合の低い金融機関の一部では、規定の見直し等により、同割合が足元で上昇。

	無保証融資割合	金融機関の判断基準に基づき、ガイドラインに関する要件を満たしていないと判断している先の割合(注)		
		①法人と経営者との関係の明確な区分・分離	②財務基盤の強化	③財務状況の正確な把握、適時適切な情報開示等
C銀行	5%未満	56%	99%	9%
D銀行	50%以上	6%	44%	0%
調査対象行合計(6行)		52%	61%	15%

(注) 割合とは、受領データの全先数のうち、要件を満たしていないと判断している先の割合

## 【C銀行の状況】

・チェックシートがガイドライン本文をそのまま落とし込んだ抽象的な判断基準となっている。  
 ⇒調査を踏まえて、チェックシートの改定を行い、抽象的であった各要件の判断基準を明確化するため、要件毎に複数の具体的な条件に細分化し、これらの条件を一つでも充足すれば各要件を満たすことが出来るよう緩和。(無保証融資割合が足元で上昇)

## 【D銀行の状況】

・チェックシートでは、債務超過や赤字体質ではない等の分かりやすい判断項目となっている。さらに、経営者とのリレーションによる情報や事業性評価の内容を取り入れ、要件が未充足でも、これらの内容を勘案し、総合的な保証徴求の判断を行っている。

# 事業承継時におけるガイドラインの活用状況(二重徴求)について

- 二重徴求について見ると、新経営者に対する保証徴求割合は、各行によりバラつきはあるものの概ね高い傾向を示しており、旧経営者に対する保証徴求割合(特に、旧経営者の経営関与が弱い先(※)における保証徴求割合)が低いほど、二重徴求の割合が低い傾向が見られた。
  - (※)経営関与が弱い先とは、①旧経営者の代表権がなく、かつ、②株式保有割合が1/2以下の先をいう。
- 二重徴求の割合が高い先と低い先の組織的な取組みについて、以下のように違いが見られた。
  - ✓ 二重徴求の割合が高い金融機関は、行内規定が不十分であるなど、二重徴求解消に向けた具体的な取組みが行われていない。
  - ✓ 二重徴求の割合が低い金融機関は経営トップ主導のもと、
    - ①二重徴求解消に向けて、二重徴求の原則禁止や事業承継時の具体的な徴求基準の明確化
    - ②新・旧経営者双方に対する説明や保証解除に向けたアドバイスを実施しているほか、
    - ③さらに、一部の金融機関は二重徴求後も定期的にフォローしている。

## 【二重徴求の割合と旧経営者の経営関与等について】

	全体に占める 二重徴求の割合(注1)	全体に占める 新経営者保証徴求の割合	全体に占める 旧経営者保証徴求の割合	旧経営者保証徴求数 旧経営者の経営関与 が弱い先の債権数 (注2)
5行合計	38%	77%	57%	44%
H銀行	28%	89%	29%	2%
J銀行	59%	76%	80%	75%

(注1) 受領データにおける二重徴求の割合を掲載。

(注2) 旧経営者の経営関与の弱い貸出債権とは、①旧経営者の代表権がなく、かつ、②株式保有割合が1/2以下の先をいう。

### 【J銀行の状況】

・事業承継時における行内規定もガイドライン本文をそのまま記載するのみで、具体的な二重徴求解消に向けた取組みが行われていない。

### 【H銀行の状況】

・旧経営者の保証解除について、代表権の有無・株式保有割合等をもとに判断基準を明確化し、営業現場が判断しやすい体制を整えている。

・二重徴求後も決算書受領時に経営関与の実態等を確認し、保証要否判断を実施。

# 根保証の利用状況と経営者保証の関係について

- 根保証の利用目的や必要性等を考慮し、利用件数を減らそうと取り組んでいる金融機関は根保証の利用割合が低くなるほか、無保証融資割合も高くなる傾向にある。
- 根保証利用に関しては、以下のような違いが見られた。
  - ✓ 根保証の利用割合が高い金融機関は、申し出のあった時や更新のタイミングなど機会のある時以外は見直しを行っておらず、利用についてもあまり限定されていない。
  - ✓ 根保証の利用割合が低い金融機関は、根保証の見直しを1年毎に行っていたり、当座貸越等の短期の運転資金に限定して利用している。
  - ✓ さらに、原則として根保証を禁止している金融機関がある。
- 根保証を利用することにより、顧客の利便性を一定程度確保できるとの意見がある一方で、根保証を利用しないことにより、事業者と接する機会が増加し、直近の業況の把握やリレーションの構築等が図られるとの意見も聞かれた。

＜無保証融資割合が低い金融機関＞

	経営者保証徴求先のうち根保証を利用している先の割合	(参考) 無保証融資割合 (29.3時点)
A 銀行	24%	10～15%
B 銀行	20%	10%未満
C 銀行	<b>53%</b>	10%未満
合計	34%	

＜無保証融資割合が高い金融機関＞

	経営者保証徴求先のうち根保証を利用している先の割合	(参考) 無保証融資割合 (29.3時点)
D 銀行	<b>3%</b>	50%以上
E 銀行	<b>5%</b>	20%以上
F 銀行	<b>0%</b>	30%以上
合計	3%	

(注)根保証を利用している割合は、受領データから先数ベースで算出(件数ベースの無保証融資割合の算出方法とは異なる。)



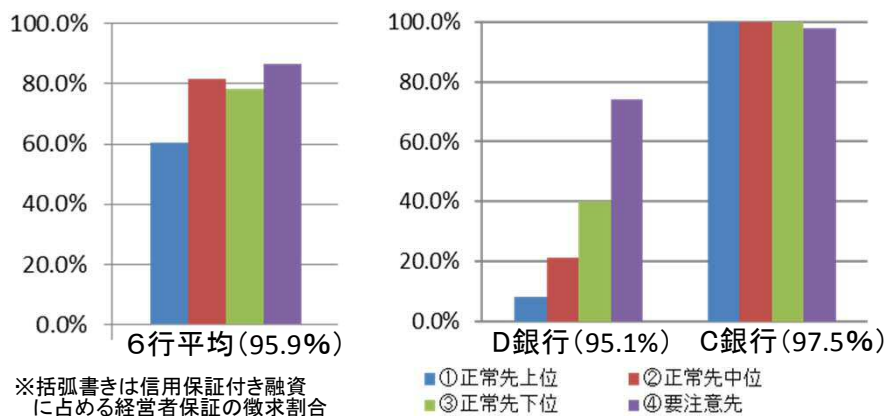
# 信用保証と経営者保証の関係について

- ▶ 信用保証付き融資が経営者保証に与える影響を見ると、以下の状況が見られた。
  - ✓ 信用保証付き融資について、運用上、信用保証協会から経営者保証の徴求を求められており、当該融資のほとんどに経営者保証が付されていた。また、一部の金融機関を除き多くの金融機関が、信用保証付き融資の利用先に対するプロパーの協調融資(信用保証の付かない協調融資)についても、経営者保証を徴求している。
  - ✓ 事業承継時における二重徴求の件数は、プロパー融資が約2割である一方、信用保証付き融資が約6割であり、信用保証制度の影響がみられる。

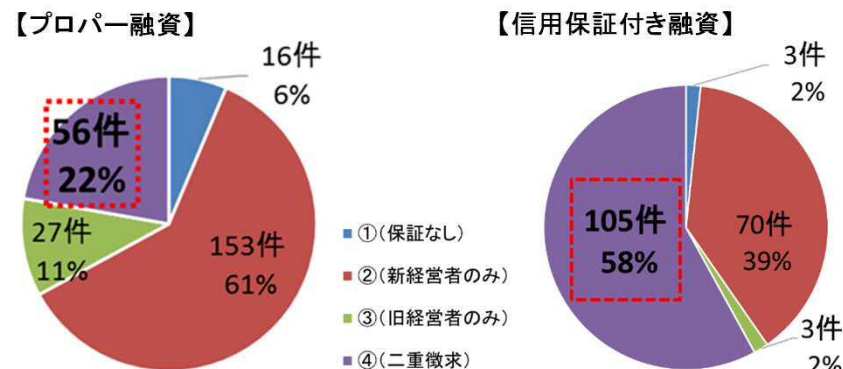
(注) 平成30年4月からの信用保証制度の見直しにより、以下の対応となる。

- ① プロパーの協調融資に関して担保や経営者保証を徴求していない場合、信用保証付き融資について、経営者保証の徴求を要しない運用となる。
- ② 信用保証付き融資に関して、事業承継時における二重徴求は基本的に行わない運用となる。  
(以前は二重徴求となるケースも多かった。)

(信用保証付き融資を利用している先におけるプロパーの協調融資に対する経営者保証の徴求状況)

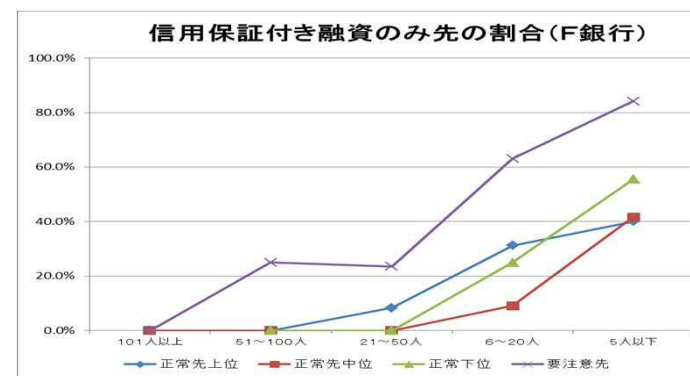
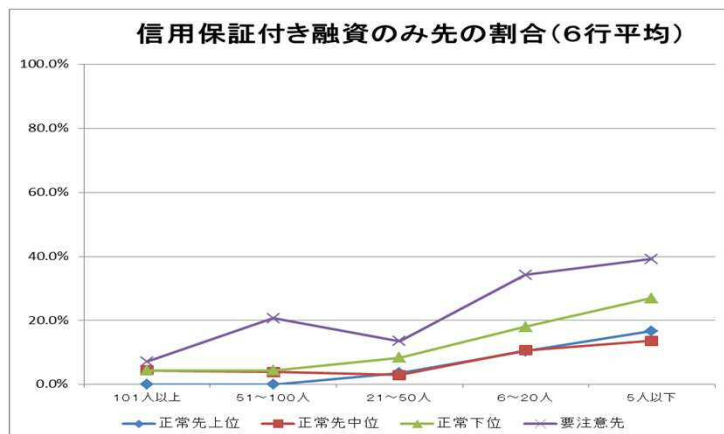
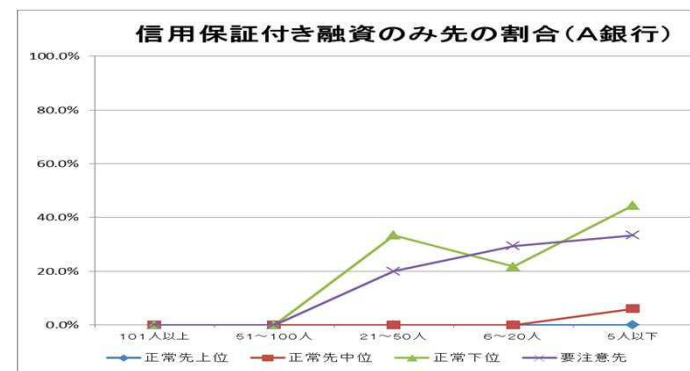
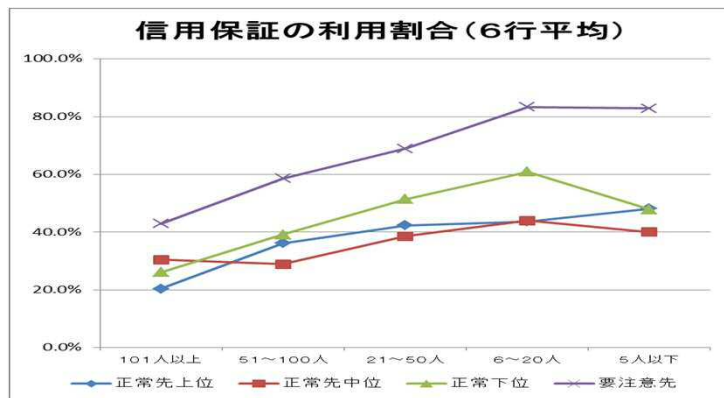


(事業承継時における、プロパー融資と信用保証協会付き融資別4類型の割合)



# 信用保証の状況について

- 事業者の規模や債務者区分(信用リスク度合い)に応じて信用保証が利用されており、リスクが低くなるほど、信用保証の利用割合は減少する傾向。
- 全融資先に占める信用保証の利用割合に比べて、全融資先に占める信用保証付き融資のみ先の割合は低くなっており、一定のプロパーの協調融資が行われている。特に、事業規模が大きく、リスクの低い先については、その割合がかなり低くなっている。
- ただし、リスクの低い事業者等であっても、事業者の規模が小さい場合には、信用保証付き融資のみ先の割合が高い金融機関が一部では存在。



## 引き続き議論していくべき内容等

---

- 事業承継時における二重徴求を含めたガイドラインの更なる活用を推進するためには、官民が連携をして、優良な組織的取組事例等の横展開やガイドラインQ&Aの改正等による環境整備を進めるとともに、自主的な開示などの金融機関による取組みの見える化や金融機関との対話を行っていくことが重要である。
- 経営者保証を徴求する意義や担保・保証に依存しない融資の促進に向けた対応等について、物的担保の状況や金利と経営者保証の関係、金融機関の経営の観点も含め、今後とも、金融機関等と更なる対話を行っていきたい。



## (参考) 調査対象行のガイドラインの運用に関する取組事例

【B銀行】 無保証融資割合 10%未満(H29.3) ⇒ 20%以上(H29.9)

行内規定の変更を実施。変更前は、「法人と経営者との関係の明確な区分・分離」の要件が満たしていない時点で、他の要件を見ることなく形式的に保証を徴求していたが、変更後は、「法人のみの資産・収益力で借入返済が可能」と判断できた先であれば、原則保証を徴求しないとする運用を行っている。

【C銀行】 無保証融資割合 10%未満(H29.9) ⇒ 15~20%(H30.3)

チェックシートの改定を行い、抽象的であった各要件の判断基準を明確化するため、要件毎に複数の具体的な条件に細分化し、これらの条件を一つでも充足すれば各要件を満たすことが出来る明確かつ簡素な要件判断の基準を定めている。

【D銀行】 無保証融資割合 30%以上(H27.9) ⇒ 50%以上(H28.3)

チェックリストでは、債務超過や赤字体質ではないなどの分かりやすい判断項目としている。さらに、経営者と十分なリレーションを通じて把握した内容や、事業性評価の内容を取り入れて、要件を十分に満たしていない状況であっても、これらの内容を勘案することで総合的な判断が行える運用を行っている。

【E銀行】 無保証融資割合 10%未満(H28.9) ⇒ 20%以上(H29.3)

チェックシートの改定を行い、各要件の具体的な判断基準を示すとともに、中堅企業又は正社員が50名以上の中小企業については、「法人と経営者との関係の明確な区分・分離」の要件は満たしているものとするなど、取引先の実情を踏まえた運用を行っている。

## (参考) 調査対象行のガイドラインの運用に関する取組事例

### 【G銀行】 事業承継時の二重徴求割合 5%未満(H29.9)

原則、旧経営者の保証を解除する方針であり、旧経営者の保証を解除しなかった場合でも、本部においてモニタリングを行うことで、組織全体としてその適切性を確認している。

### 【H銀行】 事業承継時の二重徴求割合 50%超(H29.3)⇒10~20%(H29.9)

旧経営者の保証解除について、代表権の有無や株式保有割合等をもとに判断基準を明確化し、営業現場が判断しやすい体制を整えている。また、二重徴求後も年に1回は経営者の経営関与の実態等を確認し、保証要否判断を行うこととしている。

### 【I銀行】 事業承継時の二重徴求割合 10~20%(H30.3)

事業承継時の新・旧経営者に対するガイドラインの説明を必ず行うとともに、二重徴求を原則禁止としている。仮に二重徴求となる場合は、保証の必要性の説明や解除に向けたアドバイスを実施。また、二重徴求後の決算書受領時に旧経営者の経営関与の実態等を確認し、保証要否判断を実施している。

### 【L銀行】 事業承継時の二重徴求割合 10%未満(H30.3)

より一層のガイドラインの活用推進のために、直近においても柔軟に規定を改定。具体的には、旧経営者からの保証の徴求については、第三者保証に該当する可能性を踏まえ、株式保有割合や経営関与の状況等をもとに保証要件を具体的に定義し、徴求要否を判断する旨を明記している。